

山梨県障害者福祉協会 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員が個々の能力を十分に発揮するためには、仕事と子育てを両立できるなど、働きやすくワークライフバランスのとれた職場環境を整備することが求められている。

本協会ではそうした働きやすい環境を整えるため、この計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～令和7年3月31日までの 3年1ヶ月間

2. 内容

目標1： 育児介護休業等に関する規定や国の制度などの周知を行う（継続）

＜対策＞ ☆朝会における規程等の説明

☆協会規程や国のパンフレットなどの全員回覧

目標2： 夏季休暇及び年次有給休暇等の取得日数を合計15日以上とする。

＜対策＞ ☆休暇取得状況の分析（～令和4年5月）

☆休暇取得の状況について個人面談（令和4年5月）

☆休暇制度の検討・改訂作業（令和4年6月～12月、～3月）

目標3： 在宅勤務の制度の見直し

＜対策＞ ☆在宅勤務制度の見直し（令和4年）

☆在宅勤務に希望制度を導入検討（令和4年度）

目標4： 健康管理制度の見直し

＜対策＞ ☆適切な健康管理を行うための検討（令和4年度）

☆対象とする検査の追加などの検討（令和4年度）

☆財源の確保検討（令和4年度）

☆新制度の導入検証（令和5年度）